

特集

所得税・市県民税の申告はお早めに

問▶ 刈谷税務署(☎<21>6211)
市市民税課(☎<71>2214)

申告するのには？

■ 次の場合は申告を(主な例)

平成30年1月1日～12月31日に次の①～⑤に該当する所得があった、又は⑥⑦に該当する人は申告が必要です。ただし、申告義務がない人でも、申告により所得税及び復興特別所得税が還付される場合があります。

- ① 営業、農業、不動産等の所得
- ② 2力所以上からの給与
- ③ 生命保険契約等に基づく満期及び解約等による所得
- ④ 所得税の源泉徴収がされていない賃金
- ⑤ 土地、建物等の譲渡所得
- ⑥ 源泉徴収の対象となっていない年金(外国年金等)を受給している
- ⑦ 公的年金等(遺族年金や障害者年金を除く)による所得があり、各種所得控除を受ける※収入が400万円以下で、かつ公的年金等以外の所得が20万円以下の人は所得税の確定申告は不要ですが、各種所得控除を受ける人は、市県民税の申告が必要です。

■ 申告書の発送・配布

昨年の状況に基づき、1月24日(木)に市民税・県民税申告書を市役所から発送します。なお、

原則として確定申告書は送付されません。確定申告書に代えて「確定申告のお知らせ(はがき又は通知書)」が税務署から送付されます。申告書等は刈谷税務署以外に、市市民税課・各支所でも配布します(数に限り有)。

■ 申告書の提出

市民税・県民税申告書は市役所、確定申告書は刈谷税務署へ提出してください。確定申告書を提出する際は、必ず源泉徴収票等の資料を「添付書類台紙」に添付してください。

確定申告書は、1枚目のみを提出し、控え(2枚目)は必ず手元に残してください。

また、市役所・市内3会場(5ページの表参照)では、控えに収受印を押すことができます。収受印が必要な場合は、刈谷税務署へ持参するか、切手を貼った返信用封筒を同封して刈谷税務署へ郵送してください。

■ 申告に必要なもの(主な例)

- ① 本人確認書類(マイナンバー(個人番号)が分かるものの写し及び身元確認書類の写し)
- ② ①～⑤は原本が必要です。

※マイナンバーカードを持っている人はマイナンバーカード表裏の写しのみ。なお、刈谷

本人確認書類

◆ マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方は

- マイナンバーカードだけで、本人確認(番号確認と身元確認)が可能です。
- ご自宅等からe-Taxで送信すれば、本人確認書類の提出又は写しの提出が不要です。

◆ マイナンバーカードをお持ちでない方は

番号確認書類

《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》

- 通知カード
 - 住民票の写し又は住民票記載事項証明書(マイナンバーの記載があるものに限ります。)
- などのうちいずれか1つ

身元確認書類

《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》

- 運転免許証
 - 公的医療保険の被保険者証
 - パスポート
 - 身体障害者手帳
 - 在留カード
- などのうちいずれか1つ

税務署以外で申告する人は申告書に本人確認書類の写しを添付する必要があります。※左図参照。また、申告者本人の他、控除対象配偶者、扶養親族及び事業専従者等のマイナンバーの記載が必要です。※一部の手続では、書類の提示又は写しの添付を省略できます。詳細は国税庁HPに掲載。

② 源泉徴収票等、収入金額が分かるもの(必要に応じ、配偶者のもの)

③ 生命保険料、地震保険料、損害保険料等の控除証明書

④ 社会保険料の支払明細書又は領収書

※国民健康保険税及び介護保険料・後期高齢者医療保険料の支払明細書は、市から該当者へ1月24日(木)に発送します(年金から引き落としされている人は、源泉徴収票に金額が記載されています)。国民年金保険料については、刈谷年金事務所にて、支払証明書の交付を受けてください。

⑤ 医療費の明細書又は領収書
※事前に医療費の合計額と保険等による補てん額が分かるようにしておいてください。

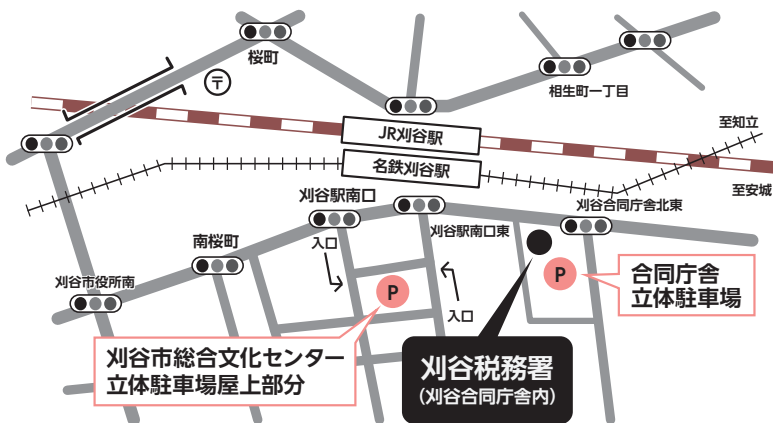
⑥ 認め印

⑦ 申告者名義の口座(金融機関名・支店名・口座番号)が分かるもの(通帳等)

申込会場

いずれの会場も混雑が予想されます。時間に余裕をもって来場してください。駐車場には限りがありますので、公共交通機関等を利用してください。

刈谷税務署案内図



■刈谷税務署での申告

申告に必要な書類の他、確定申告のお知らせ(はがき又は通知書、届いた人のみ)、及び昨年の申告書の控え(該当する人のみ)を持参してください。

●開設期間 2月18日(月)～3月15日(金)午前9時～午後5時(土・日を除く。ただし、2月24日(日)・3月3日(日)は開設)

※受付の終了は午後4時。ただし、会場の混雑状況により受付の終了を早める場合有。

●場所 左案内図のとおり
※刈谷市総合文化センター立体

駐車場屋上部分に駐車する場合は、駐車券を確定申告会場まで持参してください。また、催事等により駐車できない場合があります。

■次の申告相談は刈谷税務署へ

次の申告をする人は、市役所・市内3会場での申告相談ができません。刈谷税務署で申告してください。

①平成29年分以前の所得税の申告

②営業・農業・不動産所得の申告

③土地・建物・株式等の譲渡所得の申告

④申告分離課税を選択する上場株式等の配当所得、先物取引による雑所得、仮想通貨の売却・使用による雑所得の申告

⑤相続・贈与等に係る生命保険契約等に基づく年金の申告

⑥贈与税・相続税・消費税の申告

⑦住宅借入金等特別控除の申告のうち、最初の年・借換え・連帯債務・再適用の申告

⑧住宅耐震特定改修、認定長期優良住宅等に係る特別控除の申告

⑨海外に居住している親族を控除対象扶養親族として追加する申告

e-Taxによる申告書の提出

マイナンバーカード方式	マイナンバーカードの取得	申告書等データを作成・送信 ※ICカードリーダーが必要。
ID・パスワード方式	e-Taxの開始届出書の提出 ※税務署にて手続。	ID・パスワードの受領 申告書等データを作成・送信

●インターネットによる申告
申告はe-Taxが便利です。国税電子申告・納税システム「e-Tax」を利用すると、パソコン・スマートフォン・タブレット端末で作成した確定申告書を送信できます。また、源泉徴収票等の添付書類の提出も不要です。詳細は国税庁HPを確認してください。

●申告の手順
①国税庁HPの「確定申告書作成コーナー」で申告書を作成
②左表のいずれかの方法でe-Taxにより申告書を送信

※年末調整が済んでいる給与所得者で、医療費控除やふるさと納税等の寄附金控除による還付申告をする人は、「スマホ専用画面」を利用して申告書を作成し、ID・パスワード方式で送信できます。

■市役所・市内3会場での申告

市役所会場の駐車場は市役所西駐車場（さくら庁舎隣）又は市役所立体駐車場（市役所前）を利用してください。立体駐車場の利用料金は3時間以内は無料、3時間を超過した場合は30分までごとに100円です。

※安城市に住民登録のない人は、住民登録のある市町村が税務署で申告してください。

●開催日／受付時間／会場 表のとおり

市役所会場には確定申告書等パソコン作成コーナーを設置します。自分でパソコンを使って申告書等を作成できますよ。



●税理士による無料税務相談所

市役所会場にて開設します。利用できる人には条件がありますので、詳細は問い合わせください。また、e・Taxによる申告もできます

◆開設日時 2月18日(月)～28日

(木)午前9時30分～正午、午後1時～4時(土)(日)を除く

市役所・市内3会場 一覧表

開催日	受付時間	会場
★1月31日(木)	午前9時～午後6時	桜井福祉センター ※桜井公民館ではありません。
2月1日(金)	午前9時～午後4時	
★2月5日(火)	午前9時～午後6時	北部公民館
2月6日(水)	午前9時～午後4時	
★2月7日(木)	午前9時～午後6時	明祥公民館
2月8日(金)	午前9時～午後4時	
2月18日(月)～3月15日(金) ※(土)(日)を除く。	午前9時～午後4時	市役所大会議室 (本庁舎3階)

※★印の開催日のみ午後6時まで受付します。

※市役所会場でエレベーターを使用する場合は、北庁舎玄関を利用してください。

※住んでいる地域にかかわらず、いずれの会場も利用できます。

上場株式等の配当について

所得税等の確定申告において「上場株式等に係る配当所得」又は「上場株式等に係る譲渡所得」を、総合課税又は申告分離課税として申告した場合は、市民税・県民税も同様にその課税方法が適用されます。ただし、市民税・県民税の納税通知書が届く日までに、確定申告書とは別に市民

医療費控除について

税・県民税申告書を提出すると、所得税と異なる課税方法を選択することができ（例…所得税は総合課税又は申告分離課税、市民税・県民税は申告不要制度）。市民税・県民税の納税通知書が届く日までに申告しなかった場合は、申告不要制度を選択したものとみなされます。

※申告不要制度の選択は、市民税・県民税が源泉徴収（特別徴収）されているものに限り

医療費控除について

「医療費控除の明細書」の添付が必要です。ただし、平成29年から平成31年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。なお、医療費の領収書は5年間保存する必要があります。また、医療保険者から交付を受けた医療費通知（健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」等）を添付すると、明細の記入を省略できます。

要介護認定を受けている人の控除について

①障害者控除対象者認定書
身体障害者手帳等の交付を受けていない要介護者で、障害者に準ずる人であると認められる

と、この認定書で障害者控除を受けることができます。

②おむつ代の医療費控除確認書
おむつ代を医療費控除の対象とする場合は医師発行のおむつ使用証明書が必要ですが、昨年の申告でおむつ使用証明書を提出している人は、市発行の確認書で証明書に代えられる場合があります。

●対象 要介護認定1～5の人
①↓65歳以上の人 ②↓寝たきり状態で、昨年も同様の申告をした人

●申込み 高齢福祉課（☎71-2223）

※認定書・確認書は、申込み後1週間程度で送付します。

所得税等の申告・納付期限等について

所得税及び復興特別所得税の申告期限及び納付期限は3月15日(金)です。なお、口座振替による納付日は4月22日(月)です。

QRコードを利用した国税のコンビニ納付手続の開始について
パソコンやスマートフォン等で作成・出力したQRコードにより、コンビニエンスストアの窓口で国税を納付することが可能となりました。利用方法の詳細は国税庁HPを確認してください。